

R3 善銀配分金

10/1~
10/29



受付開始

～南区のみなさまからいただいた善意の寄付を配分します～

《対象団体》

- ・地域福祉を推進することを目的とし、原則として活動拠点を南区とする団体
- ・構成員が5名以上であり、過去1年以上の活動実績がある団体
- ・令和4年1月～12月末までに配分金の活用ができる団体
- ・南区社協の助成金（南区ふれあい助成金等）を除く、他の助成金を受けていない団体

《配分区分》

A. 備品購入や修繕に関する整備費

対象	① ボランティア等市民活動団体・NPO 法人 ② 障がい当事者・家族団体 ③ 地区社会福祉協議会 ④ その他ボランティアセンター運営委員会が必要と認めたもの ※過去3年間（平成30年～令和2年度）配分を受けていない団体が対象です
配分金額	必要経費の2/3以下で10万円以下（千円未満は切り捨て）



B. 区域で活動しているネットワーク組織の活動運営費

対象	区域で活動しているネットワーク組織
配分金額	上限10万円

★善意銀行について★

区民の皆さまからお寄せいただいた寄付金は『善意銀行』としてお預かりしています。寄付金は、「善意銀行配分指針」に基づき、「南区ボランティアセンター運営委員会」の審査を通じて、南区の福祉活動団体の活動支援に配分を行います。

- 配分金使途例：調理器具、楽器、エプロン、座椅子、大きな鏡、広報用デジカメ、プリンター等

《配分の流れ》

【相談受付】(9月～)



【申請】(10月1日～29日)



申請書の提出



【配分決定】



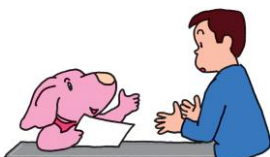
- ・審査 (11月)
- ・決定通知の送付 (12月)
- ・配分 (令和4年1月上旬)



【配分金の活用】
(令和4年1月～12月)



【報告】(A区分:令和4年3月)
(B区分:令和4年10月)



必要な手続き① 【申請】

- ・申請書は南区社会福祉協議会窓口にて配付いたします。ホームページからも入手可能です。
<http://minami-shakyo.jp/work/zyoseikin/>
- ・申請書に必要事項記載の上、窓口までご提出ください。
- ・消せるボールペン、修正テープ等の利用は無効です。訂正は二重線で修正してください。

必要書類

- 申請書 活動の様子が分かるチラシ・資料
- ※見積書 (A区分のみ)
- 令和3年度予算書 (B区分のみ)

【配分決定】

- ・令和3年11月開催予定の「ボランティアセンター運営委員会」にて配分の審査・決定を行い、文書にて結果を通知いたします。
- ・配分は令和4年1月上旬の予定です。

【配分金の活用】

- ・令和4年1月～12月末に配分金を活用してください。

必要な手続き② 【報告】

- ・報告書は、A区分は令和4年3月末日まで
B区分は令和4年10月末日までに提出してください。

必要書類

- 報告書 ※領収書の写し (A区分のみ)
- 令和4年度総会資料 (B区分のみ)

※見積書と領収書は申請団体名でお願いいたします。

◎随時相談を受付けております。

～分からないことがあれば記載の問い合わせ先までご連絡ください～

問合せ先：南区社会福祉協議会 ボランティアセンター
受付時間：土/日/祝日を除く 9:30～16:30
Tel：045-260-2531
Email：volu-cen@minami-shakyo.jp